

琵琶湖河川事務所が所管する河川における 河川敷利用の基本理念と基本方針

河川敷は、その活用によるまちづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける環境を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、ここに河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定める。

なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。

1. 河川敷利用の基本理念

川は、生物が生息・生育する場として地域が有する貴重な自然環境であり、そのような環境に育まれた地域固有の風土・文化が形成されてきている。

こうした認識の下で、失われた自然環境を修復し、将来に地域の貴重な財産を保全・継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とする。

2. 河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

- (1) 自然環境の保全・修復と治水、利水を踏まえたものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。
- (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

上記の基本理念及び基本方針を踏まえた望ましい利用形態の例としては、以下のものが考えられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用

以 上